

奥州市上下水道事業告示第11号

奥州市農業集落排水事業分担金条例(平成18年2月20日条例第285号)第3条の規定により、排水区域を次のとおり変更する。

令和6年4月1日

奥州市長 倉 成 淳

1 除外する排水区域

水沢

真城字折居町、真城字堤ヶ沢、真城字町下、真城字宮沢、真城字中崎、真城字要害、真城字中林、真城字谷地、真城字上野、真城字浜田、真城字東大深沢、真城字中林下、真城字川尻前、真城字上林下、真城字堤尻下、真城字北館、真城字馬籠館、真城字折居館、真城字西館、真城字土手根、姉体町字迎畑、姉体町字橋本、姉体町字内構、姉体町字上野、姉体町字山居、姉体町字山居前、姉体町字榛林、姉体町字西田、姉体町字鍛冶屋敷、姉体町字本宿、姉体町字庚申塚、姉体町字吹張、姉体町字深町、姉体町字内城、姉体町字野中、姉体町字鞆戸、姉体町字島田、姉体町字原抜の各字の一部区域

前沢

古城字姥沢、古城字館合下、古城字高代寺、古城字志戸ヶ沢、古城字幅、古城字幅下、古城字下北上野、古城字栗生沢、古城字北館、古城字北町、白山字綾織、白山字松葉の各字の一部区域

2 該当区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。